

**Q1. キャンペーンスタート前に予約していた既存客に適用できるのか。**

A. 県民の新規宿泊需要喚起のためのキャンペーンであることから、原則、4/16の申込受付開始後に予約された宿泊がクーポンの適用対象となります。ただし、既に予約いただいていたお客様がクーポン割引があること知って施設に宿泊前に連絡し、クーポン利用を申し出た場合で、クーポンが残っている場合は、その予約は一旦キャンセルし、改めて宿泊予約をしたものとして適用対象とすることは可能です。

**Q2. クーポン利用の事前申し込みはなかったが、宿泊した際に適用することは可能か。**

A. 事前のご連絡がない場合には、原則、クーポンをご利用いただくことはできかねます。ただし、クーポンに残数がある場合には、施設様のご判断で適用していただくことは特に規制するものではありません。

**Q3. クーポンの予約受付数が配分されたクーポン数に達した場合の取り扱いについて。**

A. キャンペーン事務局あて、「予約受付完了報告書（様式第3号）」を提出してください。キャンペーンサイト上で、貴施設の「受付終了」の旨を表示いたします。

**Q4. クーポンの受付が配分枚数に達した場合、その後の問合せ対応はどうすればよいか。**

A. 予定枚数に達したことを伝えていただき、旅行代理店発行型にも参加いただいている施設様におかれましては、お客様に対し、本キャンペーンに参加している旅行代理店において、自施設の宿泊旅行商品購入を促すなどの対応をお願いいたします。

**Q5. クーポンの配分割り振りを施設同士で調整することは可能か。**

A. ご参加いただいております宿泊施設様の公平性を確保するため、ご調整いただけません。

**Q6. 県内在住であることはどのように確認するのか。**

A. 「県民泊まってお出かけキャンペーン～やまがた春旅～」利用申込書（様式第1号）を宿泊者様からご記入いただく際に、マイナンバーカード、運転免許証、保険証等の本人確認ができるものをご提示いただき、ご確認ください。本人確認ができるものをご提示いただくのは、申込者様分のみで構いませんが、同行者様分について、口頭で県民であることをお尋ねください。

**Q7. クーポンの利用対象となる料金はどこまでか。**

A. 宿泊施設発行型の場合、宿泊料金のほか、お部屋の冷蔵庫の飲み物代などの追加料金も適用対象となります。ただし、予約時の申込枚数を超えてのクーポン利用は、クーポンの上限枚数に達していない場合で、施設側のクーポンがまだ残っている場合となります。

**Q8. 旅行代理店型でクーポン利用があったが、部屋の冷蔵庫の飲み物代などの追加料金が発生した。この追加料金に対して、宿泊施設型のクーポンを利用することはできるか。**

A. この場合、宿泊施設発行型クーポンの追加利用はできません。現地で発生した飲み物等に関しては、2,000 円のやまがた春旅クーポンご利用下さい。

**Q9. チェックイン時に前払しているが、チェックアウト時の精算で追加料金が発生した場合、その分もクーポンの適用対象となるのか。**

A. 施設のクーポンがまだ残っており、かつ、お客様の使用したクーポン枚数が上限に達していない場合には、追加料金についてもクーポンの適用を妨げるものではありません。

**Q10. クーポンの配分数、残数について、施設 HP 等で公表してよいか。**

A. 各宿泊施設様の判断で公表していただいて構いません。

**Q11. 予約をキャンセルした場合、クーポン利用の権利もなくなるのか。**

A. 宿泊予約のキャンセルとともに申込者の割引クーポンの権利もなくなります。

**Q12. どこにいつまで請求するのか。**

A. 別紙送付する「精算マニュアル」にて換金スケジュールをご確認の上、「県民泊まってお出かけキャンペーン～やまがた春旅～事務局（〒990-0043 山形市本町 2-4-3 本町ビル 6 階）」に郵送で提出ください。

**Q13. 請求するときの書類は何か。**

A. ① 申込者から提出された利用申込書原本（様式第 1 号）、②利用済のやまがた春旅クーポン兼宿泊証明書原本（※利用があった場合のみ）、③換金請求書を提出してください。利用申込書、やまがた春旅クーポン（宿泊証明書）のコピー、換金請求書控えを施設様にて保管ください。

**Q14. 換金請求書の提出について、利用申込書の合計枚数と換金請求書の枚数が一致しない場合があるが、よいのか。**

A. 利用申込書の施設記入欄の枚数の合計と換金請求書の枚数は一致しなければなりません。

**Q15. いつ振り込まれるのか。**

A. 別紙送付する「精算マニュアル」にて換金スケジュールをご確認ください。  
なお、精算書類等の送付に要する送料は、宿泊施設の負担となりますのでご了承ください。

**Q16. 請求は、毎月行う必要があるのか。ある程度まとめて行ってもよいか。**

A. 事業期間中、4 回(4 月 30 日、5 月 14 日、5 月 31 日、6 月 15 日)のご請求が可能です。  
別紙「精算マニュアル」にて換金スケジュールをご確認いただき発送下さい。  
4 回とも消印有効となります。

**Q17. 毎週申し込み状況の報告とのことだが、予約(申込み)を受けなかった週も報告が必要か。**

A. 申し込みを受けなかった週については、報告不要です。

**Q18. OTA系全て(じゃらん、楽天、るるぶトラベル、ゆこゆこネット他)を適用の範囲としても大丈夫か？**

A. 妨げない。本キャンペーンのマニュアルに従って割引や精算を行い、クーポン配分数の管理が出来ることが前提となります。

**Q19. 自社でやまがた春旅の受付が可能な旅館でも、じゃらんや楽天等のOTAを使ってもいいか？**

A. 妨げない。OTAを利用する場合、お客様は、やまがた春旅キャンペーンを併用させることが可能か、宿に電話等で問い合わせることになります。OTA利用の場合に、やまがた春旅キャンペーンを適用させた精算が可能かを宿泊施設ごと判断いただき、お客様にお伝え下さい。

**Q20. 応援・元気キャンペーンとの併用は可能か？**

A. 今回は、併用不可となります。ただ、市町村等が実施するキャンペーンとの併用については、市町村等の取扱いに準じます。また、キャンペーンの適用順については、市町村等のキャンペーン等を先に適用させ、残価に対しやまがた春旅の割引を適用させる。

**Q21. 日帰り旅行商品は、宿泊施設の独自プランも適用となるか？**

A. 今回は、対象外となります。日帰り旅行の割引対象は、旅行会社の日帰り旅行商品のみとなります。

**Q22. やまがた春旅クーポン(宿泊証明書)の日付は手書きでもハンコでもどちらでも大丈夫か？**

A. 問題ございません。ただ、汚損・誤記入のものに関しては、後日事務局にて回収いたしますので、保管ください。

**Q23. 県外の人に利用させてしまったが、この分の請求できるのか。**

A. 県民限定とさせていただいておりますので(利用申込時に県内在住者であることをご確認いただいておりますので)、大変申し訳ございませんが、ご請求いただくことはできません。